

(監理委員会への報告様式1)

民間事業者による対象公共サービスの実施状況

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部 業務課
平成24年 5月10日

1 対象公共サービスの内容		
公害健康被害補償業務の徴収業務に関する委託業務 (平成21年3月～平成26年3月)		
2 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況		
平成23事業年度分(平成22年12月～平成24年3月)		
確保すべき対象公共サービスの質		実績
実施民間事業者名 日本商工会議所		
(1) 申告書の提出率	96%以上(徴収実施期間の終了日時点)	東日本大震災の影響の大きな5県以外 98.54% (徴収実施期間終了日 平成23年6月14日) 5県のうち青森県、茨城県 98.05% (徴収実施期間終了日 平成23年8月29日) 5県のうち岩手、宮城、福島県 94.50% (徴収実施期間終了日 平成24年3月31日) 総計 98.33%
(2) 機構への関係書類の送付		
申告書等	法令に定める期限後10日以内に機構へ送付すること。	適正に実施済。
委託事業実績書、業務実施台帳	毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出すること。	上記の徴収実施期間終了日に応じて適正に実施済。
(注記事項) 東日本大震災の影響により被災5県については申告納付期限日が延長されたことに伴い、徴収実施期間終了日をそれぞれ変更したことから、(1)申告書の提出率では、各徴収実施期間終了日時点における申告書提出率を記載している。		
3 対象公共サービスの実施に要した経費		
平成23事業年度分(平成22年12月～平成24年3月)		
実施民間事業者名 日本商工会議所		
支払額(定額部分)		0円
支払額(成果部分)		179,042,971円
計		179,042,971円
(参考)落札金額	(5か年分)	909,358,868円
(注記事項) 毎年度の委託費は、契約金額(落札金額)を5分割した金額又は当該事業年度の委託徴収業務に要した経費の支出額のいずれか低い額を支払う。(委託契約書第12条第1項)		

(記載要領等)

- 実施要項に定められた期間ごとに、その期間終了後速やかに報告して下さい。
- 2.欄及び3.欄は、契約単位ごとに記載して下さい。ただし、複数の事業所等をまとめて一つの契約単位としている場合は、事業所等ごとに記載し、かつ、一契約全体の合計や平均を記載して下さい。
- 3.2.欄は、実施要項に記載の「確保すべき対象公共サービスの質に関する事項」(法第9条第2項第1号、第14条第2項第1号)の実施状況を、実施要項において定めた指標を用いて記載して下さい(定性的に定められた指標がある場合は、適宜様式を変更して説明を記載して下さい)。
- 4.3.欄は、国の行政機関等から支払った委託費等の額を記載して下さい。
- 5.国の行政機関等が、対象公共サービスの実施状況を公表するに当たっては、原則として、この報告の内容を盛り込み、1と同時期に行って下さい。
- 6.この様式及び記載要領等と異なる取扱いをしようとする場合は、個別に官民競争入札等監理委員会事務局にご相談下さい。
- 7.報告いただいた内容について、さらに説明等を求める場合があります。